

育児・介護休業法 ～10月1日から施行の内容について～

2025年4月1日より、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現する為の措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの改正が段階的に施行されています。
下記について、10月1日から施行されますのでご案内いたします。

①柔軟な働き方を実現するための措置

義務：就業規則等の見直し

（１）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度



（２）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（１）で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

（１）妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

（２）聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、（１）により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

10月1日から施行の詳細な内容については、以下厚生労働省特設サイトに各種ツールがごございます。

参考：URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

自社のパート・アルバイトは？といったご相談がある場合は、お気軽にMRへお問い合わせください。

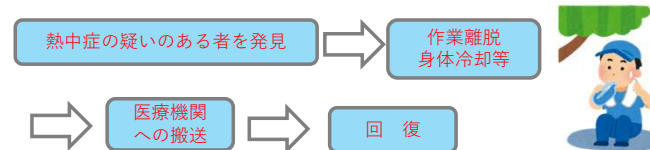
職場における熱中症対策の強化について ～令和7年6月1日施行～

令和7年6月1日より、改正労働安全衛生規則が施行されています。

熱中症のおそれがある労働者を早期見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の3つが事業主に義務付けられました。

①「体制整備」、②「手順書作成」、③「関係者への通知」

対象となるのは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上を超えて実施が見込まれる作業です。
※WBGTとは 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のことです。



参考URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

編集後記

暑い日が続いています。ここ数年の傾向だとまだまだ残暑は続きますが、体調管理はどのようにされていますでしょうか？
夏バテ防止には、適切な栄養摂取、水分補給、適度な運動、リラクゼーション、睡眠管理が必要です。
私は十分な睡眠をとるように心がけています。
皆さん、それぞれ工夫されていると思いますが、体調管理にはくれぐれも気をつけてください！



発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

社会保険労務士法人
MRパートナーズ
むさしの労政